

○群馬県警察の争訟事案取扱いに関する訓令

昭和 50 年 11 月 17 日

本部訓令甲第 17 号

〔沿革〕

昭和 54 年 4 月本部訓令甲第 10 号、62 年 3 月第 4 号、63 年 3 月第 4 号、平成 14 年 3 月第 4 号、18 年 3 月第 5 号、22 年 3 月第 1 号、23 年 2 月第 2 号、25 年 3 月第 4 号、26 年 3 月第 8 号、27 年 3 月第 5 号、28 年 3 月第 6 号改正

群馬県警察の争訟事案取扱いに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の争訟事案取扱いに関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、群馬県警察（以下「県警察」という。）及び群馬県警察職員（以下「職員」という。）に関する争訟事案（以下「争訟事案」という。）の処理体制を明らかにし、かつ、その合理的な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(争訟事案)

第 2 条 この訓令において、争訟事案とは、次の各号に掲げるもの及び争訟事案に発展することが予想されるものをいう。

- (1) 行政不服申立事件 公安委員会、警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「警察機関」という。）がした処分又はなすべき処分をしなかった不作為を原因として、当該公安委員会、人事委員会に対してする審査請求の形式で行われる行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく争訟事件をいう。
- (2) 行政訴訟事件 警察機関がした処分又はなすべき処分をしなかつた不作為を原因として、群馬県、人事委員会、警察機関を被告としてする取消訴訟又は確認訴訟の形式で行われる行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく訴訟事件をいう。
- (3) 人権侵犯事件 職員の公権力の行使によつて、国民の権利又は自由を侵犯したとして、当該事案について人権擁護機関が行う調査等に係る事件をいう。
- (4) 告訴・告発事件 職員の公権力の行使によつて、犯罪行為があつたとして、被害者等が当該職員を被告訴人又は被告発人として訴追を求める刑事訴訟事件をいう。
- (5) 国家賠償事件 職員の故意若しくは過失による違法な公権力の行使により損害を被つたとする者又は県警察所管の営造物の設置若しくは管理のかしにより損害を生じたとする者が、国又は県を被告としてその損害の回復を求めてする訴訟事件をいう。
- (6) 民事事件（国家賠償事件を除く。） 職務執行中の職員が公権力の行使による行為以外の行為により違法に他人の権利を侵害した場合、その他職務執行中の職員又は警察機関がした民事上有責の行為又は管理により他人に対し民事上の責任が生じた場合において、その者が当該職員又は警察機関を被告として民事上の責任を追及するためにする訴訟事件をいう。

(認知、報告)

第3条 所属長は、争訟事案を認めるときは、別表により本部長に書面報告しなければならない。ただし、事案の内容により急を要するものは、速報するものとする。

(警務部監察課長の責務)

第4条 警務部監察課長は、争訟事案の円滑かつ適正な処理を図るため、事案の内容を分析し、事案の性質、事案に関連する事情及び事案の見通し等を判断し、事案における問題点、事務処理上の留意事項等について関係所属長と緊密な連絡を行い、争訟事案の合理的な解決と訟務事務全般に関する事項を処理しなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、争訟事案が発生したときは速やかにその実態をは握し、警務部監察課長と緊密な連絡をとるとともに、証人の確保、基礎資料及び証拠物の収集保全等に努めなければならない。

(訟務担当者)

第6条 各所属における訟務担当者は、次席、副隊長、副校長及び副署長とする。

2 訟務担当者は、所属長を補佐し、争訟事案の調査及び記録の作成等に当たらなければならない。

(争訟事案処理上の留意事項)

第7条 争訟事案の処理に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事案の真相を正確には握し、その見通しをたてること。
- (2) 応訴に当たっては、証拠を収集し、証人等の選定確保に努めること。
- (3) 検察庁、法務局、知事部局等関係機関に対しては、必要な範囲において緊密な連絡を保持すること。
- (4) 法廷技術、判例等の研究、その他争訟事務が合理的に運営されるため必要な事項の検討に努めること。

(委員会の設置)

第8条 争訟事案を適正に処理するため、警察本部に争訟事案処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、重要特異な争訟事案について必要な事項を調査、検討しその処理方針を審議するものとする。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は本部長とし、委員は次の職にある者のほか、本部長の指名する者をもって充てる。

警務部長

生活安全部長

地域部長

刑事部長

交通部長

警備部長

警務部首席監察官

警務部警務課長
警務部監察課長
警務部監察課監察官
警務部監察課訟務室長

- 3 委員長に事故あるときは、警務部長がその職務を代理する。
(委員会の開催)

第11条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

- 2 委員会は、当該審議に係る事案の責任者、関係者、学識経験者等の出席を求めてその意見聴取することができる。
(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、警務部監察課訟務室において処理するものとする。
(弁護士及び指定代理人)

第13条 本部長は、争議事案について必要により弁護士を代理人若しくは弁護士として依頼し、又は職員を指定代理人として訴訟を行わせるものとする。
(示談)

第14条 所属長は、争訟事案のうち示談をすすめることが適当と認められるものについては、示談による解決を図るものとする。

- 2 示談の取扱いについては、群馬県警察の損害賠償事案取扱いに関する訓令（昭和 50 年群馬県警察本部訓令甲第 18 号）によるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 50 年 11 月 17 日から施行する。
2 争訟事件報告要領の制定について（昭和 44 年群本例規第 13 号）は、廃止する。

附 則 （昭和 54 年 4 月 11 日本部訓令甲第 10 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 （昭和 62 年 3 月 31 日本部訓令甲第 4 号抄）

- 1 この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 63 年 3 月 31 日本部訓令甲第 4 号）

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 3 月 15 日本部訓令甲第 4 号）

この訓令は、平成 14 年 3 月 20 日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 3 月 10 日本部訓令甲第 5 号）

この訓令は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定、組織犯罪対策統括官、刑事部機動捜査隊、生活安全部生活安全企画課安全安心まちづくり室、生活安全部地域課地域指導室、生活安全部地域課通信指令室、刑事部捜査第一課国際捜査室及び刑事部捜査第二課広域知能犯捜査室の設置に係る改正規定並びに国際・組織犯罪対策統括官、生活安全部通信指令課、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室及び交通部交通指導課交通反則通告

センターの廃止に係る改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 11 日本部訓令甲第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 2 月 28 日本部訓令甲第 2 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則(平成 23 年群馬県公安委員会規則第 1 号)の改正規定に係る改正規定(交通部総合センター長に係る改正規定を除く。)並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成 23 年 3 月 16 日

(2) 略

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成 25 年 3 月 11 日本部訓令甲第 4 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 25 年 3 月 18 日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成 26 年 3 月 11 日本部訓令甲第 8 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成 27 年 3 月 3 日本部訓令甲第 5 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、

群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成28年3月22日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表省略